

札幌・仙台・東京・静岡・名古屋・大阪・神戸・福岡・隠岐へは出雲縁結び空港をご利用ください。



ダイヤ、運賃および航空券の予約・購入は各社のホームページをご覧になるか、コールセンターへお問い合わせください。

- ◆JAL ホームページ <http://www.jal.co.jp>
コールセンター ☎0570-025-071 (有料・ご利用時間 7:00~20:00)
- ◆FDA ホームページ <http://www.fujidream.co.jp>
コールセンター ☎0570-55-0489 (有料・ご利用時間 7:00~20:00)

【お問い合わせ】 21世紀出雲空港整備利用促進協議会事務局 (地域づくり推進課)
有線: 31-5263 電話: 54-2524 ホームページ: <http://www.izumoairport21c.jp>



横田高校の活動をお知らせする「よここうコーナー」

はで干し

9月10日、2年生総合コースの生徒が、はで干しを体験しました。地域の皆様に、はで干しの事前準備や生徒への指導をしていただきました。生徒は、地域の皆様に感謝しつつ、一生懸命稲を運び、はでに干しました。



仁多中・横田中の高校見学会

9月26日、仁多中と横田中の生徒の皆さんが、高校見学会のため横田高校を訪れました。中学生の皆さんは、高校の稲稜祭(学園祭)の様子と部活動紹介についての動画を見た後、高校の施設や設備を見学しました。多くの中学生の皆さんに来校いただき、横田高校により一層興味を持ってもらうためのいい機会となりました。



奥出雲いきいき体操 -おうちで運動編-

「奥出雲町の皆様の健康維持に繋がってほしい」という想いを込めて

奥出雲町は高齢者が多く、冬は積雪が多い実情を踏まえ、学生代表4名が自宅ですることができる体操を考案しました。きっかけは、新型コロナウイルス感染症の拡大や冬期間の積雪で外出頻度が少なくなる事による運動不足を解消するために、何かできることはないかと考えていたところ、町健康福祉課から健康維持のための体操を制作してほしいと依頼を受けたことです。こうしたことから、「奥出雲いきいき体操」を考案し、ジョーホー奥出雲で放送することとなりました。学生たちは、テレビを通して子どもから高齢者まで取り組める体操を制作するため、鳥リハで学んだ筋肉の動き等の基礎知識を用い、自分の身体を使い試行錯誤し完成させました。そして、バックミュージックには「おろちの火祭り踊り」を使用しました。

この体操には、身体を動かす楽しさや人のつながり、鳥リハの学生が地域の皆さまに日頃よりお世話になっていること、町の文化等に繋がりを感じて元気になってもらいたいとの想いが込められています。



学生代表
理学療法学科4年
下野段寿哉(22)

全身にバランスよく負荷をかける体操を自分の体を使い、どこの筋肉をどのように用いるかを考えました。苦労した点は、対象者の年齢層(子供から高齢者)と運動の強さを加味し、「したい運動」と実際に「できる運動」を考慮して複数の代替案を考えたことです。体操を続けることは難しいと思います。奥出雲町は冬は雪が多いため、外出が制限されて運動不足にならないよう、体操の中から、自分に合う運動を一つからでも始めていただき、運動不足解消、健康維持に繋がってほしいと思います。

令和3年度幼稚園の園児を募集します 申込受付期間: 令和2年11月2日(月)~11月25日(水)

子ども・子育て支援制度により、就学前の子どもの教育・保育を保障するための支給認定制度が導入されています。

幼稚園の入園手続は、①保育の必要性の認定申請と、②幼稚園入園の申込みが必要です。

詳しくは各自治会配布の回覧文書または奥出雲町ホームページをご覧ください。

【入園対象児】 小学校就学前の児童で、教育・保育を必要とする児童
(平成27年4月2日以降に生まれた児童)

【入園定員】 布勢[40名]三成[100名]亀嵩[35名]阿井[50名]三沢[20名]
横田[80名]八川[30名]馬木[30名]

【入園手続】

○新規入園希望の方…入園申込用紙等は、役場 結婚・子育て応援課(横田庁舎)または町民課(仁多庁舎)および町内の各幼稚園にあります。

○継続入園希望の方…現在入園しているお子様も申込みが必要です。
申込用紙は、各幼稚園を通じてお渡します。



【お問い合わせ】 結婚・子育て応援課 有線: 20-4272 電話: 52-2206

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会では、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、下記のとおりいつもより相談時間を延長して電話での相談に応じます。

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見など、日常生活の悩みごとでお困りの方、周りでそのようなことを見聞きしたという方は、電話でご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

【期間】 11月12日(木)~18日(水)

【時間】 月~金曜日 午前8時30分~午後7時
土・日曜日 午前10時~午後5時

【相談員】 法務局職員又は人権擁護委員

相談ダイヤル 0570-070-810

【お問い合わせ】

松江地方法務局人権擁護課
電話: 0852-32-4260

町民課戸籍グループ
有線: 31-5108 電話: 54-2510

低未利用土地等の長期譲渡所得特別控除に係る確認書の発行について

全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す方への土地の譲渡を促進するため、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、個人が所有する低額の低未利用土地を譲渡した場合は、長期譲渡所得から100万円が控除されることになりました。

- 主な要件
- (1) 譲渡した者が個人であること。
 - (2) 都市計画区域内にある低未利用土地であること。
 - (3) 譲渡額合計が500万円以下であること。
 - (4) 所有期間が5年を超えるものであること。

※この長期譲渡所得特別控除を受けるためには、市町村が発行する「低未利用土地等確認書」の他、売買契約書の写し、登記事項証明書などの書類を所得を申告する際に添付する必要があります。

※「低未利用土地等確認書」の発行は税務課で行います。確認書の申請方法、添付書類など詳細は税務課までお問合せ下さい。

なお、申請書等用紙は町のホームページに載せていますのでご利用ください。

【お問い合わせ】 税務課 有線: 20-4253または20-4258 電話: 52-2671